

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年9月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（舵脱落）
発生日時	平成29年4月1日 16時00分ごろ
発生場所	岩手県大船渡市綾里漁港 綾里港東防波堤灯台から真方位022° 990m付近 (概位 北緯39° 02.4′ 東経141° 47.8′)
インシデントの概要	漁船第七大鳥丸は、着岸中、舵が脱落して運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年6月6日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第七大鳥丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	IT2-3976（漁船登録番号）、株式会社大鳥 第210-42108号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、大船渡市綾里埼東方沖でおきあみ漁の操業中、平成29年4月1日13時00分ごろ、船長が舵効きが悪いことに気付いたものの揚網を続け、同市大船渡港で水揚げを行った後、綾里漁港に帰港した。</p> <p>本船は、着岸して機関を停止した際、機関室から異音が生じ、船長が舵機室を確認したところ、舵軸が無くなっていた。</p> <p>本船は、僚船にえい航されて造船所に上架したところ、シューピースの折損が確認され、着岸場所の海底で舵板等が発見された。</p> <p>船長は、造船所担当者から、シューピースにあらかじめ生じていた損傷が、航行、操業等の振動による負荷がかかって折損したと推測される旨の報告を受けた。</p> <p>船長は、平成29年3月21日に綾里漁港内で着岸作業中、船底に軽い衝撃を感じたことがあったので、その際か、又は浮流物に接触した際などにシューピースの損傷が生じ、4月1日の操業中にシューピースが折損し、着岸して機関を停止した際に舵が脱落したものと本インシデント後に思った。</p> <p>船長は、本インシデント後、他の19トンの僚船の船長から、本船の船底に衝撃を感じた場所と同じ辺りで船底に衝撃を感じたことがあると聞いた。</p> <p>本船が所属する漁業協同組合では、東日本大震災による津波の影響</p>

	<p>で、綾里漁港内でも水深が変化している所が複数あり、組合員同士がおおまかに浅所の情報を共有していたが、詳細な位置までは把握できていなかった。</p> <p>船長は、本船の船底に衝撃を感じた場所が、岸壁から近かったので、小型船が着岸時に錨索を取るブロック等があったのではないかと本インシデント後に思った。</p> <p>本船は、綾里漁港を利用する漁船のうち最も大きい船型の1隻で、船尾の喫水が約3mであった。</p> <p>船長が本船の船底に衝撃を感じた3月21日14時00分ごろの潮汐は、下げ潮の末期であった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、着岸中、シューピースが折損していたことから、舵が脱落し、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>シューピースは、海底の障害物に接触して損傷を生じ、航行、操業等の振動による負荷がかかって折損した可能性があると考えられるが、損傷を生じた状況及び折損するに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船が、着岸中、シューピースが折損していたため、舵が脱落したことにより発生したものと考えられる。</p>